（厚生年金保険法施行令第三条の十六に規定する総括審議官等の範囲を定める省令の一部改正）

第二条　厚生年金保険法施行令第三条の十六に規定する総括審議官等の範囲を定める省令（平成十三年厚生労働省令第七十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（審議官） **第二条**　厚生年金保険法施行令第三条の十六第一号の厚生労働省令で定める審議官は、厚生労働省組織令第十八条第九項に規定する審議官のうち、積立金の運用に関する事務の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する者とする。	（審議官） **第二条**　厚生年金保険法施行令第三条の十六第一号の厚生労働省令で定める審議官は、厚生労働省組織令第十八条第七項に規定する審議官のうち、積立金の運用に関する事務の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する者とする。

別表第五　公共職業安定所及び公共職業安定所の出張所（第七百九十二条及び第七百九十三条関係）

都道府県名	公共職業安定所名（出張所名）（（分庁舎名））	位置（出張所位置）（（分庁舎所在地））	管轄区域
（略）	（略）	（略）	（略）
福島	（略）	（略）	（略）
	いわき（小名浜）（勿来）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
愛知	（略）	（略）	（略）
	名古屋中	名古屋市中区	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

広島検疫所三島川之江出張所	（略）	四国中央市三島紙屋町
福岡検疫所佐世保出張所	（略）	佐世保市干尽町
（略）	（略）	（略）

別表第五　公共職業安定所及び公共職業安定所の出張所（第七百九十二条及び第七百九十三条関係）

都道府県名	公共職業安定所名（出張所名）（（分庁舎名））	位置（出張所位置）（（分庁舎所在地））	管轄区域
（略）	（略）	（略）	（略）
福島	（略）	（略）	（略）
	平（磐城）（勿来）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
愛知	（略）	（略）	（略）
	名古屋中	名古屋市中村区	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

広島検疫所三島川之江出張所	（略）	四国中央市紙屋町
福岡検疫所佐世保出張所	（略）	佐世保市千尽町
（略）	（略）	（略）